

2 長薬発第 29 号
令和 2 年 4 月 7 日

地域薬剤師会長 様
同実務実習担当者 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

政府による「緊急事態宣言」発令時における
実務実習に関するお願い(関東地区調整機構)について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る実務実習に関する関東地区調整機構の基本方針につきましては、2 長薬発第 28 号(令和 2 年 4 月 7 日発出通知)にてお知らせしたところですが、政府による緊急事態宣言発令の可能性が高い状況となった事を受け、今後緊急事態宣言が発令された場合の実務実習に関する対応方針について、関東地区調整機構より別添のとおり通知がありました。

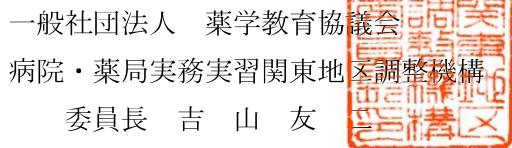
つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、詳細につきましては別添のとおりとなりますので、貴会内の令和 2 年度実務実習受入施設へご周知くださるよう、お願いいたします。

なお、現在、貴会内で実習中の学生について、実習中断等の対応がなされた施設がありましたら、お手数ですが、県薬事務局あて情報提供いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

〒390-0802 松本市旭 2-10-15
長野県薬剤師会 保険医療課 中島・大塚・藤澤
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail:hoken4@naganokenyaku.or.jp

令和2年4月6日

一般社団法人 長野県薬剤師会
会長 日野 寛明 殿



謹啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

日頃より病院・薬局実習実習関東地区調整機構の事業にご理解とご協力を頂きまして感謝申し上げます。

先般、本機構では新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る実務実習に関する基本方針を発信したところではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が各地で進んでおり、爆発的に感染者数が増大する局面から、政府による緊急事態宣言が発令される可能性が高い状況となっております。つきましては、今後、緊急事態宣言が発令された場合の対応方針(添付書類)について大学へ発信いたしました。何卒、ご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山友二

政府による「緊急事態宣言」発令時における実務実習に関するお願い

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大が各地で進んでおり、爆発的に感染者数が増大する局面から、政府による緊急事態宣言が発令される可能性が高い状況となっております。本機構では実務実習に関する基本方針を発信したところではありますが、今後、緊急事態宣言が発令された場合には、以下の対応をお願いいたします。

1. 緊急事態宣言が発令された区域及びその周辺区域では、原則として実習を中断し、遠隔学習へ切り替える

緊急事態宣言が発令された状況においても医療機関は必要とされ、滞りのない医薬品の供給と継続的な医療の提供が望まれ、医療者を目指す薬学生もその状況・対応を学ぶことは意義深いところではあるが、医療者・医療施設への負担増を考慮し中断を基本として対応する。

基本的に緊急事態宣言が発令された区域での実務実習を中心に、学生の通学圏内を考慮してその周辺の区域とするが、大学の状況を考慮して判断する。

- 1) 実習の中止期間は、発令された期間までとする。
- 2) 大学は、実習を中断した学生に対し課題を出すなど実習の補完としての遠隔学習(自宅学習)を実施する。課題とその成果物は、Webシステムへ提出する、あるいはメール送信等により指導薬剤師と共有できるよう工夫することが望ましい。
- 3) 中止期間中は、自宅待機を徹底し、感染予防対応(三密回避など)を無視した行動をさせないように指導する。

以上